

水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、水俣病発生地域における高齢の水俣病被害者等が地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう、その日常生活の質の向上及び社会参加の促進に資する取組みを支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要項において「高齢の水俣病被害者等」とは、事業の実施場所の周辺に居住する、メチル水銀の曝露を受けた被害者及びその家族、近隣住民で、原則として65歳以上の者とする。

2 本要項において「補助事業者」とは、市町とする。

(補助金の対象となる期間)

第3条 補助金の対象となる期間は、毎年度、4月1日から3月31日までの期間とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 日常生活行動能力等向上事業

食事、更衣、排泄、入浴など、日常生活を営む上で不可欠な基本的行動機能の維持向上に資する訓練及び健康教育等。

家事、買物、金銭管理、電話の使い方など、日常生活を営む上で不可欠なより高次の生活機能の維持向上に資する体験プログラム及び講話等。

訓練で得られたデータの医療機関や研究機関等との連携等による適切な評価及び個々の参加者へのフィードバック並びに水俣病の特徴的な症状に対応した訓練プログラム構築に向けた検討。

(2) 生きがいづくり支援事業

高齢の水俣病被害者等が新たな目標や趣味を持つ機会を設け、今後のライフスタイルづくりや、地域社会への参加や交流の契機とするためのクラブ活動や趣味教室等の実施。

(3) 前2号に掲げるもののほか、要項第1条の趣旨に合致すると認められる事業

2 前項の補助対象事業は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 取組内容が法令等に違反しないこと。

(2) 取組内容が非営利活動であり、公益上の目的がある(特定の団体や個人の利益を目的としない)こと。

(3) 国又は県の他の補助事業として採択されていないこと。

- (4) 国又は県の他の補助事業の対象事業として申請していないこと。
- (5) 事業に着手していないこと。
- (6) 年度内に完了する事業であること。
- (7) 他の団体や個人に補助、助成、交付等を行う事業でないこと。

(補助対象経費及び補助基準額)

第5条 補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。以下同じ。)及び補助基準額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における消費税及び地方消費税相当分を除くものとする。

対象経費	基準額
事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	知事が必要と認める額

2 補助対象事業に次に掲げる収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 国、県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金、賛助金等
- (2) 入場料、参加料、売上金等の当該事業に係る収入

(補助金の算出方法)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の合計実支出額と補助基準額を比較して少ない方の額と、総事業費から前条第2項の規定による収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、10分の9を乗じて得た額とする。ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(別記第1号様式の2)
- (2) 事業計画書(別記第1号様式の3)
- (3) 歳入歳出予算書(見込)抄本(別記第1号様式の4)
- (4) その他申請事項に関する資料

(補助金交付の条件)

第 8 条 この補助金の交付の決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要項の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。
- (2) 補助事業者が、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争入札に付さなければならない。ただし、補助事業の性質又は目的により一般の競争入札に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争入札又は随意契約をすることができる。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、別記第 2 号様式による申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第 3 号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 2 5 5 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまでは別記第 4 号様式による申請書を知事に提出し、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号。以下「承認基準」という。）に定める包括承認事項に係るものについては別記第 4 号様式の 2 による報告書を知事に提出することとし、前者については知事の承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業の経理を行うに当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区別して行うものとする。
- (9) 特許権若しくは実用新案権を取得することによって相当の収益が新たに生ずると認められる場合、又は第 14 条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることがある。
- (1 0) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、別記第 5 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者は、当該消費税等相当額を県に納付するもの

とする。

(決定の通知)

第 9 条 規則第 6 条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第 6 号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第 10 条 規則第 7 条第 1 項の補助事業の内容等の変更事由は、補助事業の主要部分(補助目的にかかわる事業内容、事業実施箇所、事業実施時期)の変更とする。

2 規則第 7 条第 1 項の変更申請書は別記第 7 号様式によるものとし、添付書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(別記第 1 号様式の 2)
- (2) 事業変更計画書(別記第 7 号様式の 2)
- (3) 歳入歳出予算書(見込)抄本(別記第 1 号様式の 4)
- (4) その他変更事項に関する資料

3 規則第 7 条第 3 項において準用する規則第 6 条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第 8 号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第 9 号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 8 条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日を経過した日までとする。

(状況報告)

第 12 条 規則第 11 条の規定による状況報告は、別記第 10 号様式によるものとする。

(実績報告)

第 13 条 規則第 13 条の実績報告書は、別記第 11 号様式によるものとする。

2 規則第 13 条の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金精算額調書(別記第 11 号様式の 2)
- (2) 事業報告書(別記第 11 号様式の 3)
- (3) 歳入歳出決算書(見込)抄本(別記第 11 号様式の 4)
- (4) 委託契約書、工事請負契約書又は購入契約書(契約をした場合に限る。)の写し
- (5) その他事業実施の詳細が分かる資料

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、事業完了後 30 日以内又は当該事業年度の 3 月末日までのいずれか早い日とする。

4 第 1 項の実績報告書は、仕入れ控除を行う場合にあつては、補助金に係る消費税及び地方消費税を補助金額から減額して作成しなければならない。

(立入検査等)

第 14 条 進捗状況を確認する必要がある場合は、規則第 22 条に基づく立入検査等を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 15 条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第 12 号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第 16 条 規則第 16 条第 1 項に規定する請求書は、別記第 13 号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書(別記第 14 号様式)及び補助金概算払請求書(別記第 14 号様式の 2)によるものとし、その添付書類は次のとおりとする。

- (1) 委託契約書、工事請負契約書又は購入契約書(契約をした場合に限る。)の写し
- (2) その他参考となる資料

(財産処分の制限)

第 17 条 規則第 21 条第 2 項に規定する別に定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により環境大臣が別に定める期間とする。

(証拠書類の保管期間等)

第 18 条 規則第 23 条の別に定める期間は 5 年とする。

(雑則)

第 19 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 3 年(2021 年)3 月 26 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称

〇〇年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金交付申請書

〇〇年度において、水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業を実施したいので、金
円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第 3 条及び水俣病発生地域
高齢者等在宅支援事業補助金交付要項第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請
します。

補助金所要額調書

（単位：円）

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)	補助率 (H)	負担区分（Gの内訳）			仕入に係る消費税等相当額 (I)	要補助金額 (J)=(G1)-(I)	既交付決定額 (K)	差引要補助金額 (L)=(J)-(K)	備考
									補助所要額 (G1)	市町費 (G2)	その他 (G3)					
水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業			0			0	0	9/10	0				0		0	
合 計	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0	

（注記）

1. 「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
2. 「基準額」欄は、別途知事と協議した額を記入すること。
3. 「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額」欄と「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
4. 「補助基本額」欄は、「差引額」欄と「選定額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
5. 「補助所要額」欄は、「補助基本額」欄に記載された額に「補助率」欄の補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
6. 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
7. 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

事業計画書

1 事業の名称			
2 事業の目的			
3 事業の内容			
4 事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 事業実施場所			
6 事業費	区分	金額（円）	備考
	総事業費（A）	0	
	寄付金その他の収入（B）	0	
	差引額（C = A - B）	0	
	補助対象経費（D）	0	

7 事業費積算内訳

経費内訳		予算額 (円)	精算額 (円)	積算根拠
補助対象経費				<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇円 × 〇回 = 〇円 ・ 〇円 × 〇人 = 〇円 など、詳細に記入してください。
	補助対象経費 計	①		—
補助対象外経費				
	補助対象外経費 計	②		—
支出合計 (①+②)				—

※欄が不足する場合は、適宜別紙 (A4サイズ) を添えてください。

※補助対象経費については、要項第5条を参照してください。

8 実施スケジュール（予定）

年 月	実 施 内 容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4）を添付してください。

別記第1号様式の4（第7条・第10条関係）

〇〇年度 歳入歳出予算書（見込）抄本

（歳入）

款 項 目	節	予算現額					付記
		当初予算額	補正予算額	繰越事業費 財源充当額	計	うち補助金 相当分	（事業区分） 予算現額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
計							

（歳出）

款 項 目	予算額				流用増 減 額	予算現額		付記	
	当初予算額	補正予算額	前年度繰越事業費 繰越額	うち補助金 相当分		うち補助金 相当分	節	（事業区分） 予算現額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円
計							計	うち補助金 相当分	

上記のとおり相違ないことを証明します。

〇〇年 月 日（市町長）

別記第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業の事業中止（廃止）承認申請について

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業を次のとおり中止（廃止）したいので、申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）後の措置

別記第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業に係る事故報告について

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業に事故が生じたので、報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び補助金の交付決定額
- 4 事故に対してとった措置及びとるべき措置
- 5 その他必要な事項

熊本県知事 様

補助事業者名

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業財産処分承認申請について

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業により取得した財産について、次のとおり処分をしたいので、申請します。

- 1 処分の種類 (該当するものに)
 (転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

間接補助事業者		施設名		所在地	
施設(設備)種別	建物構造	処分に係る建物延面積	建物延床面積の全体		
		造	m ²	m ²	
補助相当額 (処分に係る部分の額)	補助額全体	総事業費	補助年度	処分制限期間	経過年数
円	円	円	年度	年	年
うち 国庫補助額	うち 国庫補助額				
円	円				
県費補助額	県費補助額				
円	円				
処分の内容				処分予定年月日	
譲渡予定額 (譲渡の場合)	評価額	評価額の算出方法 (いずれかに)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有・無)

・ 無の場合

(「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」(以下「承認基準」という。)の第3「国庫納付に関する承認基準」の該当項目に)

- 1 地方公共団体 (1) (イ(ア) イ(イ) イ(ウ))
- 2 地方公共団体以外の者 (1) (イ(ア) イ(イ) イ(ウ) イ(エ) ウ エ
オ(ア) オ(イ))

・ 有の場合 (承認基準の第4の1(有償譲渡又は有償貸付)の該当項目に)

- 1 地方公共団体 (1)a (1)b (1)c (2)
- 2 地方公共団体以外の者 (1)a (1)b (1)c (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

1 処分の種類 いずれか該当するものを で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)又は補助事業に係る施設(設備)名を記載すること。
- (2) 「建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等、建物構造について記入すること。
- (3) 「処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例： 施設を 施設に転用。
 施設の一部を転用し、 施設と 施設に変更。
 施設の余裕部分(室)を 事業を行う場所に転用。
 福祉法人 に譲渡し、同一事業・定員で継続。
 設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替施設を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は、「無」を で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

熊本県知事 様

補助事業者名

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業財産処分の報告について

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業により取得した財産について、次の処分について、報告します。

- 1 処分の種類 (該当するものに)
 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

間接補助事業者		施設名		所在地	
施設(設備)種別		建物構造		処分に係る建物延面積	建物延床面積の全体
		造		m ²	m ²
補助相当額 (処分に係る部分の額)	補助額全体	総事業費	補助年度	処分制限期間	経過年数
円	円	円	年度	年	年
うち 国庫補助額 円	うち 国庫補助額 円				
県費補助額 円	県費補助額 円				
処分の内容				処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

- 4 「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の第2の2の該当項目(番号をで囲む。)

- ・地方公共団体 (1)ア (1)イ (2)
- ・地方公共団体以外の者 (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを で囲むこと。

2 処分の概要

(1) 「施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)又は補助事業に係る施設(設備)名を記載すること。

(2) 「建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等、建物構造について記入すること。

(3) 「処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例： 施設を 施設(定員 名)に転用。

施設の一部を転用し、 施設(定員 名)と 施設(定員 名)に変更。

施設の余裕部分(室)を 事業を行う場所に転用。

社会福祉法人 に譲渡し、同一事業・定員で継続。

設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替施設を自己財源で購入。

(4) 「評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)を記載し、「評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を で囲むこと。

5 添付書類

(1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別記第 5 号様式 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称

〇〇年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金の仕入に
係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇月〇日付け水俣保第〇〇〇号により交付決定があった〇〇年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金について、水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金交付要項第 8 条第 10 号の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 要項第 15 条に基づく額の確定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円
- 5 参考となるその他書類 (3 . の金額の積算の内訳等)

別記第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

申請者名 様

熊本県知事

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金交付決定
通知書

年〇月〇日付け 第〇〇〇号で申請のありました 年度水俣病発生地域
高齢者等在宅支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定に
より、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により
通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 補助の条件

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要項の規
定を遵守すること。

別記第7号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金変更
交付申請書

年○月○日付け水俣保第○○○号で交付決定のあった 年度水俣病発生地
域高齢者等在宅支援事業補助金の補助対象事業を下記のとおり変更したいので、熊
本県補助金等交付規則第7条及び水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金交付
要項第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の内容及び理由
事業変更計画書のとおり

事業変更計画書

	変更前計画	変更後計画		
1 事業の名称				
2 事業の目的				
3 事業の内容				
4 事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
5 事業実施場所				
6 事業費	区分	金額（円）	金額（円）	備考
	総事業費（A）	0	0	
	寄付金その他の収入（B）	0	0	
	差引額（C=A-B）	0	0	
	補助対象経費（D）	0	0	

7 変更後事業費積算内訳

経費内訳		予算額 (円)	精算額 (円)	積算根拠
補助対象経費				<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇円 × 〇回 = 〇円 ・ 〇円 × 〇人 = 〇円 など、詳細に記入してください。
	補助対象経費 計	①		—
補助対象外経費				
	補助対象外経費 計	②		—
支出合計 (①+②)				—

※欄が不足する場合は、適宜別紙 (A4サイズ) を添えてください。

※補助対象経費については、要項第5条を参照してください。

8 変更後実施スケジュール（予定）

年 月	実 施 内 容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4）を添付してください。

別記第 8 号様式 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

補助事業者名 様

熊本県知事

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金変更
交付決定通知書

年〇月〇日付け 第〇〇〇号で申請のありました 年度水俣病発生地域
高齢者等在宅支援事業補助金の補助対象事業の下記の変更については、熊本県補助
金等交付規則第 7 条第 2 項により承認しましたので、同条第 3 項の規定により準用
する同規則第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
(うち前回までの決定額 金 円)
- 2 変更の内容

別記第9号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者名 様

熊本県知事

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金計画変更
承認通知書

年〇月〇日付け 第〇〇〇号で申請のありました 年度水俣病発生地域
高齢者等在宅支援事業補助金補助対象事業の下記の変更については、熊本県補助金
等交付規則第7条第2項により承認しましたので、同条第3項の規定により準用す
る同規則第6条の規定により通知します。

記

1 変更の内容

別記第10号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 ○○ ○○ 様

住 所
氏名又は名称

○○年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金遂行状況
報告書

○○年○月○日付け水俣保第○○○号で交付決定通知のあった○○年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金補助対象事業の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第11条及び水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金交付要項第12条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

2 着手年月日

3 完了予定年月日

4 その他

別記第 11 号様式（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金実績
報告書

年○月○日付け水俣保第○○○号で交付決定通知のあった 年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金補助対象事業について、熊本県補助金等交付規則第 13 条及び水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金交付要項第 13 条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

補助金精算額調書

（単位：円）

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	補助対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助基本額 (G)	補助率 (H)	負担区分（Gの内訳）			仕入に係る消費税等相当額 (I)	要補助金額 (J)=(G1)-(I)	既交付決定額		差引過不足額 (M)=(L)-(J)	備考
									補助所要額 (G1)	市町費 (G2)	その他 (G3)			受入済額 (L)			
水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業			0			0	0	9/10	0				0			0	
合計	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	

（注記）

1. 「総事業費」欄には、補助事業に要する全ての経費を記入すること。
2. 「基準額」欄は、別途知事と協議した額を記入すること。
3. 「選定額」欄は、「補助対象経費の支出予定額」欄と「基準額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
4. 「補助基本額」欄は、「差引額」欄と「選定額」欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
5. 「補助所要額」欄は、「補助基本額」欄に記載された額に「補助率」欄の補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
6. 「仕入に係る消費税等相当額」欄には当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。ただし、当該消費税等相当額がない場合には備考欄に「該当無」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
7. 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

事業報告書

1 事業の名称			
2 事業の目的			
3 事業の内容			
4 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 事業実施場所			
6 事業費	区分	金額（円）	備考
	総事業費（A）	0	
	寄付金その他の収入（B）	0	
	差引額（C = A - B）	0	
	補助対象経費（D）	0	

7 事業費積算内訳

経費内訳		予算額 (円)	精算額 (円)	積算根拠
補助対象経費				・ 〇円 × 〇回 = 〇円 ・ 〇円 × 〇人 = 〇円 など、詳細に記入してください。
	補助対象経費 計 ①			—
補助対象外経費				
	補助対象外経費 計 ②			—
支出合計 (①+②)				—

※欄が不足する場合は、適宜別紙 (A4サイズ) を添えてください。

※補助対象経費については、要項第5条を参照してください。

8 実施実施経過

年 月	実 施 内 容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4）を添付してください。

年度 歳入歳出決算書（見込）抄本

（歳入）

款 項 目	節	予算現額					収入済額		不納欠損額	収入未済額	収入予算額に比し収入済額の差		付記	
		当初予算額	補正予算額	繰越事業費相当額	計	うち補助金相当分	うち補助金相当分	（は減）			うち補助金相当分	（事業区分）		
												予算現額	収入済額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計														

（歳出）

款 項 目	予算額				流用増減額	予算現額		支出済額		翌年度繰越事業費		不用額		付記	
	当初予算額	補正予算額	前年度繰越事業費繰越額	うち補助金相当分		うち補助金相当分	うち補助金相当分	繰越額	うち補助金相当分	うち補助金相当分	うち補助金相当分	節	（事業区分）		
													予算現額	収入済額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計															

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 （市町長）

別記第 12 号様式（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者名 様

熊本県知事

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金交付確定
通知書

年〇月〇日付け水俣保第〇〇〇号で交付決定しました 年度水俣病発生地
域高齢者等在宅支援事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第 14 条の規定
により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第 13 号様式 (第 16 条関係)

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業
補助金交付請求書

年○月○日付け水俣保第○○○号で確定の通知がありました 年度水俣病発生地
域高齢者等在宅支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付
規則第 16 条の規定により、請求します。

記

請求額 金 _____ 円

補助 金 振 込 先	金融機関名	〔 銀行・信用金庫・信用組合 労働金庫・農協 いずれかに 〕
	支店名	支店
	預金種目	1 普通 2 当座 いずれかに
	口座番号	
	口座名義	

年 月 日

補助事業者名

熊本県知事

様

別記第 14 号様式 (第 16 条関係)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏名又は名称

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金概算払
申請書

年○月○日付け水俣保第○○○号で交付決定のあった 年度水俣病発生地
域高齢者等在宅支援事業補助金を下記のとおり概算払くださるよう、熊本県補助金
等交付規則第 16 条及び水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金交付要項第 16
条第 2 項の規定により、申請します。

記

1 概算払申請額 金 円

補助対象 経費	交付決定額 (ア)	概算払 受領済額(イ)	今回概算払 申請額(ウ)	残額 (ア) - (イ) - (ウ)

2 概算払を必要とする理由及び概算払申請額積算の根拠

(理 由)

(積算根拠)

別記第 14 号様式の 2 (第 16 条関係)

年度水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業 概算払請求書

年○月○日付け水俣保第○○○号で交付決定がありました 年度水俣病発生地域
高齢者等在宅支援事業補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規
則第 16 条及び水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業補助金交付要項第 16 条第 2 項の規定
により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

補助 金 振 込 先	金融機関名	〔 銀行・信用金庫・信用組合 労働金庫・農協 いずれかに
	支店名	支店
	預金種目	1 普通 2 当座 いずれかに
	口座番号	
	口座名義	

年 月 日

補助事業者名

熊本県知事

様